

落札後の手続き

1 担当者への連絡

1. 見積書提出期限後、当センター担当者より決定者（最高価見積者）となった方へメールもしくはFAX（以下「メール等」という。）にて見積結果を送信し、契約締結に関する案内などをお知らせします。
2. メール等に記載された担当者連絡先を確認し、折り返しご連絡ください。

2 売払代金などの納付

1. 納付していただく金額
落札価額
※1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てます。
2. 売払代金納付期限までに売払代金全額の納付を当センターが確認できることが必要です。
3. 売払代金納付期限は、当センターから送信するメール等に記載します。
4. 売払代金の納付方法は以下のとおりです。
ア 銀行振込
※当センターから送付するメール等にて振込先口座をお知らせします。
※振込手数料は、落札者の負担となります。
※類似の口座名にご注意ください。
※請求書が必要な場合は申し出てください。
イ 現金の直接持参
※納付期限日の14時までに直接持参してください。
5. 代金納付期限までに売払代金を一括にて納付してください。代金納付期限までに当センターが売払代金の納付を確認できない場合、落札者は、その物件を買い受けることができなくなります。

3 必要書類の提出

1. 以下の書類を当センターに提出してください。
ア 当センターが落札者へ送信したメール等をプリントアウトしたもの
イ 落札者が個人の場合、住民票、免許証の写しなどご本人様であることが確認できるもの
ウ 落札者が法人の場合、法人の商業登記簿抄本等
エ 物品売買契約書
オ 保管依頼書（売払代金納付日に売却物件の引渡を受けない場合）【様式4】
2. 必要書類は、下記に郵送（郵送料は落札者の負担）もしくは持参してください。

必要書類送付先

郵便番号	所在地	あて名	電話番号
755-0195	山口県宇部市あすとぴあ4-1-1	地方独立行政法人 山口県産業技術センター 総務・人事グループ	0836-53-5050

4 売却物件の引渡

1. 落札後の注意事項をよくお読みください。
2. 当センターの案内に従い、売却物件の引渡を受けてください。
3. 売却決定後、当センターが売払代金の納付を確認した後に引渡を受けることが可能となります。
4. 物件の引渡は、買受人による直接引き取りが原則です。なお、当該物件については、重量、サイズ等の観点から送付による引渡は受け付けません。
5. 引渡場所は下記のとおりです。

引渡場所

郵便番号	所在地	現在設置場所
755-0195	山口県宇部市あすとぴあ4-1-1	地方独立行政法人 山口県産業技術センター 南棟 1 F 溶射加工研究室

5 代理人が落札後の手続を行う場合

落札者ご本人が売払代金の納付や売却物件の引渡を受けることができない場合、代理人がそれらの手続を行うことができます。

代理人がそれらの手続を行う場合、以下の書類を当センターへ提出してください。

1. 委任状（双方の実印、もしくは代表者印が押印されていることが必要）【様式 5】
2. 落札者本人の印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。）
3. 代理人の印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。）
4. 代理人が当センターに来所する場合は、代理人の免許証など本人確認書面等
※落札者が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付または引渡を受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。

6 落札後の注意事項

項 目	内 容
危険負担	契約を締結した時点で落札者に移転します。したがって、その後に発生した売却物件の毀損、盗難及び消失等による損害は、落札者が負う事になります。
瑕疵担保責任	当センターは売却物件について瑕疵担保責任を負いません。
引渡条件等	当センターの引渡義務はありません。売却物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況で権利移転します。
返品・交換	落札された売却物件は、いかなる理由があっても返品できません。
執行機関の引渡義務	当センターの引渡義務はありません。売却物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行っていただきます。